

愛媛県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金 実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、「障害福祉分野の職員の賃上げ支援事業の実施について」（令和7年12月26日付け障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業の実施について」（令和7年12月26日付けこ支障第447号こども家庭庁支援局長通知。）（以下「国の実施要綱」という。）に基づいて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、愛媛県（以下「県」という。）とする。

(事業内容)

第3条 県は、国の実施要綱に基づいて、基準月において処遇改善加算を取得し、取組を実施している（又は見込みがある）事業者、処遇改善加算の対象外サービスで処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす（又は見込みがある）事業者に対して、人件費の改善に必要な費用を、予算の範囲内で補助するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年1月28日から施行し、令和7年12月26日から適用する。